

鶴ヶ島市教育委員会後援に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、鶴ヶ島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外のものが行う行事を後援することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 学校教育又は社会教育に関する展覧会、講座、協議会、その他の集会又は催し物をいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (3) 団体 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく社会教育関係団体をいう。

(後援の基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げる行事の開催について、後援することができる。

- (1) 鶴ヶ島市若しくはその機関又は団体が主催するもの
- (2) 国又は県若しくは鶴ヶ島市以外の市町村が主催するもの
- (3) 国又は県若しくは鶴ヶ島市の教育施策の推進上有益であると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる行事については、後援をしないものとする。

- (1) 営利を主目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) 公共の福祉を阻害するおそれのあるもの

(申請の手続き等)

第4条 教育委員会の後援を申請しようとする者は、様式第1号の後援承認申請書を行事の開催30日前までに教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請にあたって、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

3 教育委員会は、第1項の申請書を受け付けたときは、速やかに承認又は不承認について、様式第2号の後援承認に関する通知書により通知するものとする。

(報告書の提出)

第5条 教育委員会は、後援する行事の主催者に対し、様式第3号の後援行事实施報告書の提出を求めることができる。

(取消し)

第6条 教育委員会の承認を受けた者が、事業の実施以前又は実施の途中において第3条に違反していることが判明したとき、あるいは申請書等の虚偽により承認を受けたときは、直ちに後援の承認を取り消すものとする。また、実施後に判明したときは、主催者に適切な処置を取るよう要請する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要領は、昭和61年10月1日から施行する。

2 この要領は、平成7年5月1日から施行する。

3 この要領は、平成19年4月1日から施行する。